

8/1 佐久島地区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

| 整理番号 | 事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区 | （内容） | 【回答】 | 担当課 |
|------|------------------------------------|---|---|-----------------|
| 1 | 佐久島1号線道路の事故防止対策について | <p>【要望】 佐久島への観光客が増加していることに伴い、佐久島1号線道路が混雑し、大変危険です。 佐久島1号線は島のメイン道路で、日頃から多くの自動車、自転車、一輪車、歩行者が通行しており、特に自転車の交通マナーが悪いと感じます。 具体的には、貸し自転車3台での横並び走行、自撮りをしながらの運転、釣り竿を片手に持ったままの運転などが見受けられ、道路の両側にあふれています。 自転車や釣り竿を避けようとして、自動車が側溝に落ちる事故も発生しています。 佐久島1号線には歩道がありませんので、緑色にカラー舗装するグリーンベルトを設置することで路側帯を確保して、交通事故防止を図ってください。</p> | <p>観光客に対しては、「佐久島体験マップ」を始めとした3種類のパンフレットに、佐久島での自転車の乗り方などについての注意事項を記載して、渡船場などで配布するとともに、市営渡船の船内アナウンスでも島内でのマナー遵守について注意喚起をしてまいりました。 しかしながら、今回、改めてご意見をいただいたように、あまり改善されていない様子のため、観光客や島民の方々が安全に通行できるように、より効果的な交通ルールの啓発方法を考え、安全対策を講じてまいります。</p> | 危機管理課 佐久島振興課 |
| 2 | 佐久島における津波避難について | <p>【質問】 現在、西尾市の南部地域では津波避難タワーの建設が進められていますが、佐久島における津波発生時の避難行動は、どのように行えばよいですか。</p> | <p>西尾市における津波避難については、津波浸水想定区域外への徒歩での避難が原則となっております。現在建設を進めております津波避難タワーについては、近くに強固な高い建物、高い場所がない地区に建設し、到達想定時間内に避難できない要支援者を救うためのものです。 佐久島におきましては、理論上最大想定モデルでは最大5.6mの津波が、地震発生から1時間以内で到達すると想定されておりますが、近くに高い山があり津波浸水想定区域外までの避難が可能な佐久島は、避難困難地域となっております。 避難所については、津波浸水想定区域外にあります佐久島開発総合センターを指定しており、隣接する佐久島しおさい学校に避難生活に必要な食料、水などを配備しております。 津波からの避難に備え、地域で訓練を行っていただき、佐久島開発総合センターまで、徒歩でどのくらい時間がかかるのかを認識し、津波の到達時間までに避難できないと判断された場合は、ハザードマップを確認していただき、近くの高い山などの津波浸水想定区域外に避難するなど、各自で備えていただきたいと思います。</p> | 危機管理課 |
| 3 | 浮棧橋の設置について | <p>【要望】 現在、西港及び入ヶ浦港には浮棧橋（ポンツーン）がありません。潮位によっては、港と船の高低差が1.5メートル程度になるため、乗船や荷物の搬入が困難です。アサリを入れた業者が運搬する場合など、作業効率が悪く、危険も伴います。 西港及び入ヶ浦港に浮棧橋（ポンツーン）を設置していただき、安全確保と作業の効率化を図っていただくようお願いします。</p> | <p>浮棧橋の新設につきましては、現時点では計画はありませんが、佐久島漁港における登録漁船数や漁獲量、陸揚量といった漁港の利用状況に関して、今後の伸び具合を踏まえながら、必要性を検討していきたいと考えております。</p> | 河川港湾課 |

8/1 佐久島地区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

| 整理番号 | 事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区 | （内容） | 【回答】 | 担当課 |
|------|------------------------------------|--|--|-------|
| 4 | 船台の設置について | <p>【要望】 東港と西港に1台ずつ設置されている船台（船を引き上げるためのスロープ）は、修理や補修をしながら数十年使用してきましたが、鉄骨がやせ細り、修理も難しい状態です。特に、東港の船台の状態が悪く、4～5トンの船が揚げられず、船の修理や船底の清掃を島外の造船所で行っているため、時間と労力がかかる上に料金も高額です。このままでは、東港で小さな船も利用できなくなります。また、西港の船台も大きな船を揚げるのが危険な状態です。 そこで、西港の船台を東港に移設した上で、西港に路線が広い船台の新設をお願いします。西港に新設されれば、東港の船も利用できます。 新設する際には、使いやすい船台にするために、漁師等の意見も取り入れていただきたいです。 補助金などが活用できるようであれば、市と利用者が協力して方向性を模索していきたいです。</p> | <p>新しい船台の設置について西三河漁業協同組合に確認したところ、漁港施設の老朽化への対応は、今後10年間の漁港施設の改修計画を策定し、優先順位をつけて取り組んでいるとのこと。 優先順位については、施設の損耗具合や利用者数などを考慮し、総合的に判断されています。船台の更新については、市から西三河漁業協同組合へ伝えるとともに、漁協が整備すると判断した場合には、他の施設と同様に国や県の補助金が活用できるよう市としても支援に努めてまいります。</p> | 農水振興課 |
| 5 | 排水路の整備について | <p>【要望】 佐久島では、雨水や汚水（浄化槽）を海に流していますが、排水路が土、石、枯葉、倒木などで詰まっているため、大雨が降ると氾濫して冠水します。 特に東港北側地区の被害が大きく、床下浸水することもありますので、排水路の整備をお願いします。</p> | <p>側溝の整備や清掃等は、工事要望書をご提出いただきましたら、随時施工を検討しておりますので、今回の要望につきましても具体的な場所をお示しいただき、現場状況を確認のうえ、施工の検討をまいります。 なお、限られた予算の範囲内での対応になりますので、蓋が設置されていない側溝の清掃など、地元で対応できるものにつきましては、ご協力していただくようお願いします。</p> | 土木課 |

8/1 佐久島地区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

| 整理番号 | 事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区 | （内容） | 【回答】 | 担当課 |
|------|------------------------------------|--|---|---------|
| 6 | 佐久島診療所の医療機器について | <p>【要望】 佐久島診療所では、レントゲン装置を始めとする医療機器が古いと感じます。以前、骨折した際に、佐久島診療所と西尾市民病院でレントゲン撮影をしました。医師の技量の違いかもしれませんが、診療所で撮影した写真には骨折部分がはっきり映っていませんでした。 必要な医療機器を導入・更新していただければ、医師にとっても総合医療の勉強になり、診療所への派遣を希望してもらえるかもしれません。 また、けがや病気の内容が医師の専門外の場合は、すぐに救急車を手配してくれますが、例えばマムシに噛まれた時など島内で処置できる内容を増やしてほしいです。併せて、医師の派遣期間を今よりも（現在2年程）長くして、同じ医師による継続的な医療を受けられる体制を整えてください。</p> | <p>佐久島診療所のレントゲン装置は、令和2年度に現在の装置に更新をいたしました。レントゲン装置をはじめ医療機器の更新につきましては、機器の耐用年数や必要性を考慮し、当診療所医師と相談の上、順次行っています。 当診療所のレントゲン装置で撮影された画像が不鮮明であったとのことですので、専門業者に点検を依頼し、不都合が生じないようにしてまいります。 マムシに咬まれた時の対応についてですが、まずは当診療所で医師が診断し、血清を用いたり、咬まれた箇所を吸引してへび毒が全身にまわらないように対応します。 また、島内で処置できる内容については、当診療所の診療科目は内科で、医師1名、看護師1名で対応しています。内科に限らず、診療所でできる限りの処置は行うこととしており、対応が困難な場合は消防（分遣所）と連携して救急搬送するといった対応をしています。 医師派遣期間については、離島をはじめとしたへき地の公立診療所等に勤務する医師は、国の「自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム」により勤務計画が定められています。これは今後も需要が見込まれるへき地に勤務する医師人材の育成を進めるものでありますので、決められた期間での派遣となりますことを、ご理解いただきたいと思ます。 なお、市としましては、医師派遣の窓口である愛知県と協議を重ね、島民の皆さまが安心して診療所で医療が受けられますよう努めてまいります。</p> | 健康課 |
| 7 | 校区コミュニティ活動費補助金の増額について | <p>【要望】 消防団、婦人会、島を美しくつくる会、青年団などの各種団体が、大島の整備、梅の木の剪定、漂流ごみ拾い、道路の草刈りなど、島の環境整備活動をしています。活動資金が足りません。 島民が協力して島の環境を維持していくために、コミュニティ活動費補助金の増額をお願いします。</p> | <p>各校区コミュニティからの要望により、今年度は、1事業20万円の特別加算事業枠を1枠から3枠へ増設しました。佐久島地区コミュニティ推進協議会は、特別加算事業1枠のみの申請でしたので、大規模な清掃活動など該当事業がありましたら追加で申請をお願いします。</p> | 地域つながり課 |

8/1 佐久島地区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

| 整理番号 | 事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区 | （内容） | 【回答】 | 担当課 |
|------|------------------------------------|---|---|--------|
| 8 | 公衆トイレの設置について | <p>【要望】 島内の公衆トイレは、弁天サロン、佐久島開発総合センター、クラインガルテン、東港、西港、山頂の仮設トイレがありますが、観光客の数に対してトイレの数が少なく、また、あまり清潔な状態とはいえません。 観光客がたくさん訪れる島となっていますので、公衆トイレの増設をお願いします。新たに設置していただけるのであれば、佐久島観光の会で維持運営をしたいと考えています。</p> | <p>島内には、現在、8箇所の公衆トイレを設置しております。近隣の日間賀島、篠島の観光協会に確認したところ、ともに公共施設のトイレを含めて、公衆トイレは4箇所ずつとのことでした。設置箇所は少ないと考えますが、今後、観光客などから不足している旨の意見が多く寄せられた場合は、設置について検討してまいります。 なお、令和元年度の市政懇談会でご意見をいただきました、佐久島東港から東に向かう道中へのトイレ設置につきましては、新設には多額の費用を要することから、弁財天や新谷（にいや）海岸方面を目指す観光客に対し、その間、公衆トイレがないことをお知らせする看板を設置しました。また、佐久島東港トイレにつきましては、和式から洋式へ改修済みでございます。今後も、観光客の方々が利用しやすいトイレになるよう努めてまいります。</p> | 佐久島振興課 |
| 9 | 消火栓について | <p>【要望】 島内の消火栓の一部が道路に埋め込まれています。雨水などが溜まると消火ホースの抜き差しが困難となり消火活動に支障がありますので、立ち上げ式に変更してください。 また、集落の中など、佐久島1号線以外の場所に消火栓の数が少ないため、増設をお願いします。</p> | <p>現在、佐久島の公設消火栓は20栓設置されており、そのうち雨水などが溜まりやすい消火栓などを含む15箇所が立ち上げ式となっております。今後、水道管の老朽化等に伴う工事が計画・実施される場合には、関係機関と調整を行い消火栓の立ち上げ式への変更及び新規設置の可能性を模索してまいります。 また、現在、佐久島分遣所には消防職員が常駐しており、災害時には消防団員と協力し、現在整備されている資機材を有効に活用し対応しております。</p> | 消防総務課 |

8/1 佐久島地区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

| 整理番号 | 事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区 | （内容） | 【回答】 | 担当課 |
|------|------------------------------------|--|--|--------|
| 10 | 市営渡船事業の運営改善について | <p>【要望】 大型連休及び夏休み期間には多くの観光客が渡船を利用するため、島民も観光客に混ざって列に並びます。 島民の中でも、特に高齢者は通院のために乗船することが多いので、長時間列に並ぶことが心配です。島民が列の最前列に並びやすいようにアナウンスを流したり、看板を設置したりと対策をしてください。できれば、三角コーンやポールを使い、島民専用レーンを作してほしいです。 また、真夏の炎天下の中で長時間並ぶ乗船客の熱中症対策として、日よけなどの設置をお願いします。</p> | <p>令和元年度の市政懇談会の際に、大型連休時など繁忙期の島民の方の乗船についてのご意見があり、運輸局にご意見を伺いながら、運営方法を検討いたしました。 その後は、復路の乗船券をお持ちの島民の皆さんは、「乗船券を購入するために並んでいる観光客の列には並ばずに、一色港からの乗船時には改札までお越しく下さい」と案内しています。今年度も、大型連休前と夏休み前には、乗船方法についてのお知らせを全世帯に配布し周知しています。 併せて、佐久島行き船乗り場にも「乗船券を購入するための行列に並ばないように」案内するお知らせや、島民の方は前にお進みくださいというお知らせも掲示しています。 渡船も電車などと同じ公共交通機関でありますので、島民に限らず、高齢者や障がい者の方々の優先乗船はできませんが、運輸局からの指導により、島民に限定した優先乗船はできませんので、ご理解ください。 熱中症対策での日よけの設置については、乗船待ちで並んでいたいただいている場所は漁港施設のため設置することができません。そのため、現状では、ミストと大型扇風機に加え、今年の災害級酷暑に対応するため、8月上旬から東港渡船場にスポットクーラーを新たに設置し対応しております。 また、クールシェアスポットとして、現在、弁天サロン、クラインガルテン、佐久島開発総合センターロビーなどを一般開放していますので、熱中症対策としてご利用ください。民間の海上タクシーを借上げ、臨時船として増発し、なるべく長時間待ついただくことがないよう配慮させていただいておりますのでご理解ください。</p> <p>【追記】 令和5年9月8日から佐久島の渡船場で日傘の無料貸出を開始（各渡船場10本ずつ）。</p> | 佐久島振興課 |

8/1 佐久島地区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

| 整理番号 | 事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区 | （内容） | 【回答】 | 担当課 |
|------|------------------------------------|---|---|--------|
| 11 | 島の子どもの渡船料無料化について | <p>【要望】</p> <p>佐久島在住の子ども達は、通院、習い事、しおかぜ通学の友達と出掛ける時などに渡船を利用しますが、毎回渡船料が必要となります。</p> <p>しおかぜ通学の場合は、渡船料を市が全額負担して下さるので、島在住の子どもについても同様の取り扱いをお願いします。そうすることで、島外との交流がしやすくなると思います。</p> | <p>佐久島しおかぜ学校を維持するため、現在、島外からしおかぜ学校に通学する子どもたちの通学定期の費用を学校教育課が負担しております。他にも、佐久島在住の子どもに関する制度では、高等学校などへの通学に要する渡船料を教育庶務課が助成し、子ども（18歳に達した3月末まで）の通院のために利用する渡船料の7割程度を保険年金課が助成しています。</p> <p>コロナ禍により、利用者が減少したため、渡船事業は令和2年度、令和3年度と赤字決算となってしまいましたが、独立採算で運営していますので、今後も経営を継続していくために、運賃の減免ではなく、それぞれの目的に応じて各課が助成する形で運営することが適正であると考えます。</p> <p>なお、今年度、市内の公共交通の利用促進を図るため、夏休み「おでかけきっぷ」という取り組みを、地域つながり課にて実施しています。これは、親子でのお出かけや夏休みの思い出作りのきっかけを提供するとともに、各公共交通機関の利用方法を親子で学んでもらおうと、電車やバス、渡船などの運賃（渡船は片道のみ）が無料となる制度です。ぜひご利用ください。</p> | 佐久島振興課 |
| 12 | クラインガルテンの入居について | <p>【意見】</p> <p>島の子どもの数が少なくなってきた今、佐久島しおかぜ学校を維持するための方策が必要です。</p> <p>そこで、現在設けている企業枠を変更し、親子でクラインガルテンに住みながら、通学できるような入居者を募集してはどうですか。</p> | <p>島内在住の子どもは少なくなっており、佐久島しおかぜ学校を維持するための方策は必要であると認識しています。</p> <p>これまでも、6月に実施しました市内園の施設長会議では、佐久島しおかぜ学校長から学校の現状について説明させていただき、年長の園児数分のチラシを配布しています。また、市役所1階に「佐久島しおかぜ学校1年生」というPRパネルを設置しているほか、毎年、広報にしおかぜ10月号で島外から渡船で佐久島しおかぜ学校へ通学する「しおかぜ通学」の希望者を募集しています。</p> | 学校教育課 |

8/1 佐久島地区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

| 整理 番号 | 事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区 | （内容） | 【回答】 | 担当課 |
|----------|------------------------------------|--|---|--------|
| 13 | クラインガルテンの入居について | <p>【意見】 島の子どもが少なくなってきた今、佐久島しおさい学校を維持するための方策が必要です。 そこで、現在設けている企業枠を変更し、親子でクラインガルテンに住みながら、通学できるような入居者を募集してはどうですか。</p> | <p>クラインガルテンにつきましては、遊休農地の利活用を目的に国の補助を受け、平成24年度に開設しました。国と協議し、農園利用を希望する多くの皆さまに公平にご利用いただくため、最大5年間までの継続利用とし、また、都市住民の週末利用を想定していたため、住民票の異動を認めない運用となっています。しかしながら、開設してから10年が経過していることから、今後の運用方法などについては、国と協議しながら検討してまいります。</p> <p>なお、企業枠につきましては、コロナ禍のリモート勤務に伴うサテライトオフィスなどの利用を見込み、令和2年度にインターネット環境を整備し新たに始めたところです。現在、4社にご利用いただいております。当面は継続する予定です。一方で、移住・定住を推進するにあたり、島内に散見される空き家対策として、毎年、空き家の所有者や相続人の方々に対して、借家や売却の意向の有無などをお聴きしています。近年では家族での移住が実現するなど、少しずつではありますが、成果も見えてきております。</p> <p>引き続き、問題意識を持ちながら、島内在住の子どもを増やすため、島内空き家への移住・定住促進を図るなど、将来を見据えた施策を推進してまいります。</p> | 佐久島振興課 |